

## 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

## 消費生活センター情報特急便 NO.186

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

## ◆こんな消費者トラブルに注意を！

消費生活センターには、高齢者から、出会い系サイトやインターネット接続回線などの情報通信分野に関する相談や、健康食品などの定期購入についての相談、屋根修理などを含むリフォーム工事や新聞の訪問販売に関する相談が多く寄せられています。

## 〈相談事例〉

- ・スマホに間違いメールが届いた。返信したことをきっかけに相手と親しくなり、悩みを聞いていたら、別の出会い系サイトでやりとりを続けるよう頼まれた。個人情報を交換するためだと言われてコンビニで合計20万円ほど電子マネーを購入し支払ったが、だまされたと気づいた。お金を返してほしい。
- ・両親が2人で暮らす実家に、光回線を勧める電話があった。実家にはパソコンもネット環境もないので、母は「必要ない」と断ったが「工事代はかかるが支払ったお金は後で戻る」などしつつ勧められて面倒になり、「契約する」と言ってしまった。母は、安易に契約してしまったことに後悔しておりキャンセルしたい。



## 〈トラブル防止のポイント〉

- ・高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の人の見守りが重要です。不審な電話や訪問を受けたときの対応方法やどこに相談するかなどを周囲の人と話し合っておきましょう。
- ・家の固定電話には、通話録音装置や迷惑電話対策機能付きの電話機を使うと良いでしょう。
- ・家には多額の現金を置かないようにしましょう。

★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)  
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199  
 相談受付時間 月~金曜日 9時30分~16時 (土日・祝日・年末年始は休み)  
 eメールアドレス shohiseikatuserita@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 見守り 新鮮情報

# ブリーダーからの ペット購入 信頼できるか考えて

ネットで見つけた**ブリーダー**から、約10万円の**犬**を購入した。実際に**事務所**を訪問すると、狭いケージに入った犬が数匹いて、足の踏み場がなく**不衛生**だったが、犬は可愛かったので購入を決めた。契約書はなく、説明書だけ受け取った。**数日後**、犬が体調を崩し、動物病院に連れていったが**死亡**した。ブリーダーに連絡したが「**補償はしない**」との返答だった。納得できない。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

## ひとこと助言

可愛さだけで  
決めないで



見守るくん

- ブリーダーからのペット購入を検討する際は、まずはブリーダーが第一種動物取扱業に登録しているか調べましょう。また、実際に飼育施設に出向き、施設の清潔さや動物の健康状態などを確認しましょう。複数のブリーダーを比較し、信頼できて購入後も気軽に相談できるブリーダーかどうかも考えてください。
- 購入の際は必ず事業所で、動物愛護管理法に定める対面での説明を受け、動物の健康状態などを確認し、理解してから契約しましょう。保証内容や連絡先も確認し、書面を受け取っておくとよいでしょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。
- ペットは一度飼い始めたらその命を終えるまで適切に飼育しなければなりません。見た目の可愛さにひかれて安易に購入することなく、冷静に検討しましょう。